

「高等教育の修学支援新制度」に関する本学の取り扱いについて

広島女学院大学は文部科学省の「高等教育の修学支援新制度」の対象機関となっています。本学に入学予定で、この修学支援新制度の対象となる方は、以下のとおり手続を行ってください。なお、詳細は合格発表時に郵送する資料にてご確認ください。

1. 入学金の納入(一次手続)について

一次手続である入学金の納入は、該当する入試制度の所定の期日までにいったん全額お振込みください。所定の期日までに納入がない場合は、入学許可となりませんのでご注意ください。本学に入学後、所定の手続きを経て減免額が確定しましたら速やかに返還します(6月下旬を予定)。ただし、その後本学に入学しなかった場合、入学金の返金はできません。なお、入学金の減免回数は1回限りとなっていますので注意してください。

2. 前期授業料および施設維持資金の納入(二次手続)について

日本学生支援機構から「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受け取った後、その写し(コピー)を1枚と、合格通知の書類に同封されている「授業料等納付猶予申請書」を本学入試・広報課まで郵送してください。二次手続の納入が猶予となります(決定通知の確認方法については次のページをご覧ください)。

本学入学後に説明会を開催します。所定の手続きを経て入学金および前期授業料の減免額が確定次第精算(納入または返還)します。なお、施設維持資金については減免対象になりません。

入学を辞退することになった場合は、決定次第、入試・広報課まで必ず連絡してください。

<手続きの流れ>

「大学等奨学生採用候補者決定通知」が届き次第、手続を行ってください。

「大学等奨学生採用候補者決定通知」のコピー1部と「授業料等納付猶予申請書」(本学所定用紙)を提出

【提出期限】入試制度ごとに設定している入学手続締切日



書類が間に合わない方は、4月に申請してください

【4月】入学後に説明会を実施(申請書類配付) ・ 申請書類等を提出



【5月下旬予定】減免対象者の認定・通知 (日本学生支援機構から本学へ)



【6月上旬予定】対象者に入学金・前期授業料の減免額を通知



【6月下旬予定】上記減免額を元に精算(納入または返還)

大学等奨学生採用候補者決定通知（見本）

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和6年10月15日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
	出席番号		
氏名	学校用 見本 (カクヨウ ミン)		
	* 99999901		

交付書類コード= F

送られる書類が異なります。ご確認ください。

給付奨学金の欄に「候補者決定」の記入があることを確認してください

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金	第二種奨学金の審査を希望する	希望する
選考結果	給付奨学金 (※4)	貸与奨学金		
	候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます ア：併用貸与 (※1) イ：第一種奨学金 ウ：第二種奨学金		
要件確認 (※1)	候補者決定	候補者決定	候補者決定	候補者決定
国籍・在留資格等	○	○	○	○
家計に関する基準	○	○	○	○
学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○	○
高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○	○
マイナンバー関係書類の提出	○	○	○	○
その他必要書類の提出 (※3)	○	○	○	○

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。
 ※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備未提出や未提出等の理由による判定不可を含む）、「－」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。
 ※3 「その他必要書類の提出」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の（所得）証明書）等収入等に関する証明書類等又は国籍・在留資格に関する証明書類（該当者のみ）等です。
 ※4 給付奨学金の選考結果欄に【(多子世帯)】の表示がある場合、第Ⅰ・第Ⅱ区分の給付奨学生採用候補者又は給付奨学金の併用貸与のいずれにおいても、併用貸与の併用貸与として支援を受けられる可能性があります。詳細は「給付奨学生採用候補者の採用候補者のしおり」33ページをご参照ください。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

利用条件 (※2) (※3)	給付奨学金 (※1)	第一種奨学金 (無利子) (※5)	第二種奨学金 (有利子)	特別増額 (有利子)
	申込時の選択内容 (※4)	支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	最惠猶予	最惠
貸与額	*****	*****	*****	*****
返済方式	*****	*****	*****	*****
保証制度 (※6)	*****	*****	*****	*****
利率の算定方法	*****	*****	*****	*****

貸与奨学金の欄は対象が異なります。今回の申請には該当しませんのでご注意ください（大学入学後にご案内します）

注1 給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことにより「(私立理工系)」と記載のある人は、私立理工系等のうち私立かつ理工系等でない。給付奨学金の月額額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先により異なります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直しされます。
 注2 給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護受給者の自宅から給付奨学金の月額額は、月額表（「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に
 注3 給付奨学金の支援区分が第Ⅰ区分の人のうち、「(多子世帯)」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「(私立理工系)」と記載のある人は、私立学校の理工系等の学部に進学した場合に理工系等として支援を受けることができます。
 注4 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。
 注5 第一種奨学金の貸与月額額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国・公立）及び進学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。
 注6 海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」への両方の加入が必要です。

(注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。